**共同受注窓口登録料・斡旋手数料の取り扱いについて**

２０１７．０５．２７

群馬県障害者施設等共同受注窓口

**１．現状**

○共同受注窓口は、県の委託金のほか、登録料と斡旋手数料を事業所から徴収して運営することとされている。

**２．課題**

○事業を進める中で、業務の発注がないにもかかわらず、登録料だけを徴収されるのであれば、加入の恩恵が少ないとして、不満や脱退を申し出る事業所が散見された。

**３．対応策**

○「年間登録料の凍結」と「斡旋手数料の徴収」

・受益者負担の原則

…斡旋手数料の徴収金額を平成２９年度登録料収入と同程度額が徴収できる割合を設定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | メリット | デメリット |
| ・登録料　無  ・手数料　有 | ・発注に応じた負担による納得感  ・加入者数の増加が見込める | ・登録料による安定収入減  ・固定経費の応分負担 |

**４．今後の取り扱い**

○平成２９年度４月１日以降のマッチングから次のとおり取り扱います。

・年間登録料は徴収を当分の間凍結する。

・マッチング額の５％を斡旋手数料として徴収する。(円未満切り捨て)

・過去に斡旋した作業で、その後直接取引している作業についても対象とする。

・共同販売会の売上はSELPSHOP以外の共同販売会を対象とする。

・ペットボトル「極」及び共通レシピ焼き菓子の販売も対象とする。

・役務の提供についても同様とする。

・作業完了報告書の提出を徹底する。

・４半期毎に集計して事業所あて請求する。

・４半期毎の集計は、各マッチングの積み上げとする。

・請求後３０日以内に口座振込または現金にて納付する。